委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月17日

1.執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		□中止
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2.都道府県名	長野県	執行機関名 松本市長	
3.市区町村名	松本市		
4.届出番号	10		
5.独自利用事務の事例番 号	108-5	障害者総合支援法に基づ〈地域生活支援事業の実施に関する事態 用具給付、移動支援等に関する事務等)	務(日常生活
6.届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/my_number/dokujiriyo	ntml	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの	松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱(平成7年告示第 329号)による重度心身障害者(児)の自動車燃料費の助成に関する事務であって 規則で定めるもの
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び の該当部分		松本市個人番号の利用に関する条例別表第一 第六の項 (松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱(平成7年告示第 329号)による重度心身障害者(児)の自動車燃料費の助成に関する事務であって 規則で定めるもの)
事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条 「ない」とは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱第1条
事務の趣旨又は目的	二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳に</u> <u>ふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉</u>	歩行困難な重度心身障害者(児)が電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難なため、自家用自動車を使用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、当該心身障害者(児)の社会活動の範囲を広めるとともに、その世帯の経済的負担の軽減を図り、もって在宅重度心身障害者(児)の福祉の増進を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱